

平成24年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成24年9月10日

閉 会 平成24年9月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月12日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	芳 賀 作 君
議 会 事 務 局 次 長	遠 田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番	久 慈 省 悟 君
6 番	青 木 倉 元 君

議事日程（第2号）

第 1	一般質問	4 番	坂本 豊 議員
第 2	一般質問	5 番	久慈省悟 議員
第 3	一般質問	1 番	久慈修一 議員

午前9時35分 開議

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は3名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

きょうは、4点について質問をいたします。よろしく願いをいたします。

まず初めに、もみ殻ペレット事業の計画についてお尋ねをいたします。

通告にあるように、もみ殻等を原材料にしたペレット製造計画の全体像を示してほしいということです。そして、予算規模、どこへ工場を建てるのか、その計画はできているのかについて。そして、人員、そして採算性、また温泉に使用したとき、重油ボイラーとの、燃料との経費についての比較、これはどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 現在の計画としては、国の地方公共団体支援基金による導入事業で、平成26年度によもぎ温泉でペレットボイラーの導入を計画しております。それに伴いボイラーへの燃料供給ということで、平成25年度に農家から排出されるもみ殻を原料にペレット燃料を製造するという計画をしております。ペレット燃料製造は新たに組織される農業法人による作業の一環として取り組むと考えております。

予算規模等については、今後、蓬田村農業法人組織検討会の中で専門家などを交えながら具体化されることとなります。また、採算性については非常に厳しいものと考えますが、現在の重油ボイラーの燃料の高騰、農家からのもみ殻処理に対する要望、環境への配慮など総合的な観点で進めなければならない事業だと思います。今後、化石燃料からバイオマス燃料並びに再生可能エネルギーへの転換期でもあり、村内にある公共施設、さらには農業ハウス暖房用への導入を進めていけば採算性が結びつくと思われま。そのためにも農家の方々のご協力が非常に重要だと思いますので、よろしく願いいたし

ます。場所等は検討委員会の中で今後取り決めをしていきたいと思ひます。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） まだ場所等は決めていないということなのですが、来年から始めるといふことになれば、もう既に構想としては持っていないと、その検討会議の中でも提案できないわけですね。そういう、今からそういうどこがいいのか的を絞ったといふことは準備をしておかないと会議に提出できないわけですね。ですから、農業法人を立ち上げるということと絡めてやるということになれば、かなりなハードルが高くて無理な部分も出てくる可能も私は考えられるわけですね。まず、課長が会議等に諮る前に構想として自分の頭の中では場所、それから人数、職員の人数等、それから予算規模といふのはそろばんをはじいていると思ふわけですが、その辺について全く白紙だといふことではないと思ふので、その辺、持っている部分だけでもよろしいので答弁していただけないか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 場所及びその他の予算的なものについては、今後についていくものと、場所については大体自分としては3カ所ほど想定、恐らく村の公共施設の近くになると思ひますので、そこを想定しております。また、もみ殻確保の利便性等を考えれば、やはり環境等いろいろさまざまな問題がありますので、そこら辺については今後、検討委員会、さらには当然予算も絡みますので議員にお願いする場面もありますが、いや、早いうちにとにかく進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） その検討委員会といふのは、いつごろ立ち上げて、どのくらいの規模で行うのか、その辺、答弁していただけないか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 検討委員会そのものについては10月の中ごろ、すみません、来週、20日か21日に一応招集しまして、検討委員会からのメンバーは五、六人程度なんですけど、既に承諾を得ております。その中で第1回目の組織検討委員会を開催して、その場で一応顔合わせみたいなことをやりまして、当然坂本 豊議員のほうに代表になってもらう予定ですので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 来年の事業といふことになれば、もう既にスタートしていないと

間に合わないこともあります。それから、場所も決めて、予算と補助金等もあるので、26年からの実施ということになれば、かなり厳しいものがあると思います。ただ、農業法人ということになれば、さまざまな制約、それから人員の、人夫賃のこと、経費がかかり過ぎるのではないかと、採算性がないと役場からの持ち出しだけでは批判も受けるということになってくるので、その辺のところを慎重にやっつけていかないといけないので、もう既に計画をスタートしていないと私は間に合わない可能性もあると思いますので、早急に詰めていっていただきたいと思っております。

次に、ホタテの残渣処理対策についてお伺いをいたします。

ご存じのように、ホタテの残渣が問題になっていて、今現在、牧場に大量に堆肥置き場に積まれています。役場としては、これを役場が主体になって事業を進めていくのか、または漁協がそれを担うのか、役場はただ土地を提供するのみなのか、その辺のところと、ホタテというのは米と並んで村の大きな地場産業の1つになっているので、村の援助というのは私は必要だと思います。そういうことから予算、そしてその対策に対しての支援というものに対してはどのように考えているのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今現在、牧場のほうに一応仮置き場として漁家の方々が運んで、搬送しているんですが、村としては漁協も含めた形で協議会、必要であれば協議会を立ち上げていたしまして、今後どのような処理の仕方を進めていくのか、それに絡めれば当然予算も絡みますが、今現在、役場側としては、あそこにある堆肥を若干パドックのほうに移動して堆肥にしたらどうかという構想も考えております。そのためには、堆肥にするにはちょっと時間がかかりますが、現在役場で農協のほうに貸し出ししている堆肥場も見据えた形で、それらに出たもみ殻とかきまぜながら堆肥化を進めたらどうかという構想は考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） もう牧場の堆肥置き場は残渣で満杯になって、あともう置くスペースがほとんどありません。ことしのホタテの出荷もまだ残っていて、9月いっぱい終わらないという部分もあるので、さらに残渣が運ばれる可能性もあるわけです。

ただ、現場に行ってみればわかるとおり、流れ出た塩分のせいか、周辺の草がもう既に枯れて死んでしまっているわけで、塩害のせいだと私は考えています。こういうことを放置しておくということではできないので、何らかの対策をすと言っておりました

けれども、漁協との協議会をこれから立ち上げるということでは、もう既に遅いわけですよ。その運び込まれる前に既に協議会と役場と漁協で対策をやって、将来的な堆肥化する構想、予算等を決めなければならないので私は遅いと思っております。

さらに、堆肥にするということになれば畜産農家に、前に法律が変わって屋根をかけなければならないということもなって、養鶏場、それから牛を飼っている人たちも全て屋根をかける堆肥置き場をつくったわけですね。堆肥にするということになれば、その残渣を置く場所も屋根をかけた施設をつくらなければならないのではないかと思うわけですが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 必要に応じて、あそこの、あの堆肥置き場、当然屋根がかかっておりません。ただ、やっぱり雨等若干含まれてこなければなかなか堆肥にはならないと思います。ご指摘されるようでありましたら、今現在あそこには屋根をかける一応見積書等を今後伺いまして、ちょっと時間がかかるのですが、協議会そのものについてはすぐ、漁協と早急な形でしたいと思います。必要に応ずれば当然予算絡みますので、屋根をかけるとなれば大規模な改修工事になりますので、そこは役場の予算というのを煮詰めていかなければならないと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 堆肥にするにしても塩分が強いと堆肥化は無理だ、畑等に投入するのは危険なわけです。塩分を抜くためには真水で洗うしかないわけですね。それをどこで処理するのか。そういうことも考えながらやっていかないといけないわけですよ。今現在、牧場に持っていつている場所で、仮に真水をかけたりすれば、その洗い流された塩分というのは当然草地を流れ出てしまう。それを防ぐには貯水槽等をつけて処理しないと、塩分を抜いた水を排水しないといけない、浄化槽をつけなければならない、こういうことまで行くわけですよ。その辺の堆肥化するに当たっての構想というのは、そこまで考えないといけないわけですよ。ですから、大きく予算を設けて早急にやらないと、野ざらしにしておくとは大変なことになって、来年、置く場所もなくなるということになるわけです。1つ考えられるのは、塩分を抜く方法としては、漁協の場所で真水で洗ったものを牧場に運ぶとか、そういう方法も私は考えられるわけですが、その塩分を抜く作業というのも含めてどのように考えておるのか、答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 塩分を抜く場所、漁協内に施設をつくれればいいのか、あるいは牧場に持っていく、そこに持っていくとやはりそれなりの浄化槽が必要となります。いずれにしても大がかりな予算が、千万、億単位になる可能性が出てきております。そこは場所、漁協の場所がいいのか、そこは漁協と予算も絡みますので、いい補助金等があれば早急な形で進めて、いずれにしても大規模な改修工事になりますので、やっぱり議会との絡みもありますので、よろしく願います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 質問3回終わったわけですが、本来であれば営林局、これは村の土地ではないので、牧場は、そういう許可も得ているのかどうかということも私、ちょっと心配しているわけですが、とりあえず簡単に済ます問題ではないので、ことしだけの話ではないということで、長期的な施設をつくる計画をとらないと、今後ホタテの事業にも支障を起こすので、村として地場産業の育成のために計画を立ててほしいなと思っております。

次に、村営住宅の来年度の計画についてお伺いをいたします。ことしは東日本大震災の影響で予算がカットされて、15戸を建設するのが6戸だけになって、あとの3戸分は宮本団地の改修工事に回したということであります。当初計画では50戸の村営住宅の建設があったわけですが、来年度以降の計画についてはどのようにになっているのか。わかっている部分で答弁をお願いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 来年度は、県との協議もありますけれども、今年度少なかった分を加味して15戸の建設を要望しようと思っております。それから、ここにありますけれども、また、50戸の建設の計画の変更につきましては、今のところ基本的には考えてございません。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 50戸の部分は変更がないということになれば、来年度が15戸認められたとしても、ことし9戸分が減っているわけですので、その分は最終年度に持って行って、当初は10戸だったのを19戸の建設で一気に挽回する、そういう計画でしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 当初計画では平成26年度までに50戸の建設の完成を目指してきたところでございます。しかしながら、国の財政状況、震災の関係で、単純な予想で

すけれども、このような状況が続きますと計画どおり進まないことが予想されております。平成27年度で現在実施している第1次社会資本総合計画が終了して、平成28年度から第2次が始まる予定となっております。平成26年度での計画の完了を目指してきたんですけれども、計画の期間が平成27年度まででございますので、とにかく事業計画内に50戸建設できるよう国・県に積極的に働きかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 住宅の建設についてはわかりました。

次に、4番目の国政に対する村長の考え方について、1つ質問をしたいと思います。

1つは、消費税の増税法案が国会で決まりました。民主党は消費税を任期中には議論しないと決めていたにもかかわらず、野田政権になってやみくもにこれに全力を挙げて、命をかけてまでやると言って、とうとう国民に反する増税をしたわけですが、この増税が村経済に及ぼす影響についてはどのように考えているのか。

もう一つ、2点目としては原発の問題です。大飯原発3・4号が再稼働いたしました。県内でも東通原発、そしてもう一つは六ヶ所村の核燃料サイクル基地等を私ども県民は抱えているわけです。こういう原発に囲まれた地域に住んでいる私たちについても非常に今の原発の問題については関心があるわけですが、村長はこれについてどのように考えているのか、意見を聞きたいと思います。

また、3つ目としては自然エネルギーについてです。村でも自然エネルギーについて発電が可能かどうかということも含めて検討をするのかどうか。また、そういう意思があるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） まず、1点目の、消費税の問題について答弁いたします。消費税については、民主党、政府がマニフェストの中で自分たちが政権をとっている間はやらないと、当分はやらないということでありましたけれども、にわかには飛び出しましてマニフェストの公約、選挙公約を破って消費税の税率をアップしていると。これは経過措置もありまして、2段階には切ってやるわけでありまして、決定してしまいました。まことに残念であります。

村経済についての影響ということでございますけれども、村はもちろんでありますけれども、国全体、そして県内全体の消費がますます落ち込むのではないかと、私はそう思っております。ですから、今、消費税をやるということは、この経済の冷え込みをま

すます強くするものだ。よって、私は消費税については反対をいたしたいと思います。

それから、原発についても、もちろん3.11、非常に大きな地震、それから津波、そして大変な原発の放射能漏れ事故ということで、この3つの大きな災害が重なったわけでありまして、原発についても我々が考える以上に大変な出来事であったということをもう一度再認識をしなければいけないだろう。そして、できれば、やはり政府もこの原発依存から脱却して自然エネルギーのほうに向かうべきだと、私はそのように考えております。今夏の電気の消費状況を見ても、決して原発なければ電気が足りないという状況になっておりませんので、これはこれから政府も国民全体も、もう少し考え直して、脱原発の方向へ進んでいきたいと、私はそのように考えております。もちろん、今自然エネルギー、3番目の自然エネルギーについては、やはりこれから最も大事なことだと。よって、我々としても、先ほど来、産業振興課長のほうからも説明ありましたとおり、そういうようなエネルギーに向かっていきたい。それがうまくいくか、これから検討委員会、そういうものを立ち上げてやっていくわけでありまして、採算性の問題だとかさまざまな問題をクリアしなければいけませんけれども、やっぱりそっちのほうに向かっていくという姿勢は、やはり私はこれから自治体として必要なものだと、こういうふう考えております。

また、そのほかの水、あるいは風力とかそういうものもありましたけれども、風力については、うちのほうは調査しましたけれども非常に厳しいということでございます。風が、風速が足りないということでございます。それから、小型水力発電についても、いろいろうちのほうの河川の調査を専門業者に調査してもらったわけでありまして、河川の形態、あるいはまた水量の問題、そういうことがありまして、なかなかうまくいえないということでございます。これも非常に可能性がないというふう考えております。ただ、太陽光発電については、平成25年度に再生可能エネルギー等導入支援事業を活用し、よもぎ温泉施設を核とした複数の施設の連携と機能向上を目指した災害時の避難所とするために太陽光発電並びに蓄電池等を設置する計画を検討してみたいと、このように考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 今、村長から消費税等についての答弁がありました。この消費税は、なぜ政府が財界の言うままにやるのかということは、物が高くなった分、売れないわけで、財界としても大企業としても本当は不利なわけですよ。物が上がるということは消費が落ち込むということは、もう目に見えているわけで、5%が10%になると、その分、賃金も5%から10%上がれば問題ないのかもしれませんが、消費税だけが上がって所得が少ないままだと消費が落ち込むというのは、これは当然なわけですから、財界にとっても企業にとってもこの不利な消費税にまっしぐらに進んでいったということは、一部の大手の大企業、輸出大企業だけが受け取れる消費税の還付ということが目的なわけですよ。トヨタあたりでしたら今でも2,000億円以上の消費税が還付されています。キヤノンなんかでもたくさんの税金を、消費税を税務署からもらっているというのが実態で、これが大きな魅力なわけで、それに寄りかかっている大手のメディア、広告を主とした、そういうものも押しているわけで、決して国民にとっては何ら利益にならないということであると私は思います。その点について、村長は消費税について、その考えについてどういうふうに思っているのか、答弁をお願いいたします。

それから、2番目の原発のことですが、盛んに六ヶ所村、そして村議会、また三村知事が核燃料サイクルがとまる場合に対して、国に対して強硬な姿勢を出して、おどしとも言えるような発言を繰り返しております。もともと核燃料サイクル基地がとまれば原発がとまるということになるわけで、各原発の使用済み核燃料のプールというのは、もう3年から4年しかもたない状態になっていて、核燃サイクルの事業をやめたというふうになれば、全ての原発は四、五年でストップしてしまうということになるわけで、そのために核燃サイクル基地を凍結するということが口が避けても言えないという状況になっているわけです。

そして、もう一つ大事なことは、核燃料サイクル基地というのは、ほとんど実現不可能という状態になっているわけですね。そして、その使用済み高レベルの廃棄物も六ヶ所村には、青森県には置かないという約束があるけれども、いまだ全国でどこでも受け入れ手がないために、最終処分地というのは六ヶ所村しか考えられないわけで、これはもう必然的なことだと私は思っております。こういうことが今、大変な問題を生むと思っております。

最後の自然エネルギーについてです。私は、風力は無理だと思っても、村でできるのは、小さな河川を利用した水力発電は今、全国でも見直しされているわけです。龍飛のほうでも28キロワットの発電所が今、つくられています。その水源というのはどこから来ているのか、ちょっとわからなかったのですけれども、水道水を利用した発電というものもあって、大きくはなくても小さな発電機をいっぱい、たくさんつくれば、たくさんのエネルギーが出るということで、全国でも2,700万キロワットほど小水力発電で可能だというデータもあるわけです。ですから、大きなダムをつくっての発電所だけでなく、小さな河川を利用した発電ということも可能なわけですね。

蓬田村の場合は上水道といっても高根地区にそれがあるわけですが、落差は約四十五、六メートルあると思います。その浄水場の標高が約50メートルですので、そこから広瀬のほうまで来ると標高が約4メートルですので45メートルぐらいあるわけで、そのくらいの水量を減圧するということを仮に考えるとすれば、それでも発電ができるということが書かれておりました。ただ、飲み水使って発電機を回すということは技術的に、また水質の関係がどういうふうになるのか、ちょっと私はわからないのですが、そういうものも含めて、たくさんの小さなものを調査したと言っておりますが、全く可能性がないのかどうか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 坂本議員にお答えいたします。

まず、消費税の問題ですけれども、やはりこの冷えている経済状況の中で消費税を10%にする、段階的ですが10%にするということは、ますます経済が落ち込んでいくだろうと、私はそう思っております。また、大企業の税の還元というものは、私はそこまでは勉強していなかったのでもわかりませんが、いずれにしてもそれが事実だとすれば、これはまさしく企業を助けるための消費税だと思っております。我々一般国民のことを考えていないなというふうを感じるわけでありまして。

それから、自然エネルギーの河川の問題ですけれども、これについてはいろいろ調査したわけでありまして。しかし、やはり何といたっても蓬田村の場合は水量が少ないと、これがやっぱりネックになっております。もちろん高低差もあるということがネックになっておりますけれども、やはり何といたっても河川が、大きな河川がないということが一番のネックになっているようでありまして。小さな河川でもと言いましたけれども、小さな河川ということになると本当にあの小さな、例えば中沢川とか、長科川とかというふ

うな、そういう河川になるわけでありませぬけれども、農業用水が中心で、これもまた、それこそ小さな、本当に小規模な発電であればできるかも知れませぬけれども、我々がそこまで投資して一般家庭にどのぐらいの利益をもたらすのかとなると、なかなかこれは面倒だというふうに考えております。さっき言ったように、太陽光については、これは無限にありますけれども、しかし太陽光についても我々、いろいろ調査してみたわけでありませぬけれども、冬が非常に面倒だということと、コストが高いということで、太陽光については再生可能エネルギー等導入支援事業を活用してやりたいと思っておりますけれども、蓄電が非常に今、面倒だということで、これもまたなかなかそう簡単にはいかないだろうと。ただ、コスト的には間に合わないということは確かなようであります。でも、可能性としては太陽光発電が一番やりやすいのではないかなと、そういうふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 最後になりますけれども、消費税については、ご存じかも知れませぬけれども、消費税がスタートした時点で、もう既に20年以上たって、その税額260兆円ほどありますが、そのほとんどは企業の法人税の減税で穴埋めされてきたというも実態であります。そのことを述べながら、きょうは質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 5番 久慈省悟議員

○議長（木村 修君） 日程第2、5番、久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 5番久慈省悟、一般質問を始めます。

きょうは、2点、質問いたしますが、初めにホタテ養殖残渣処理についてということで、先般、ことしの出荷時に漁師の方が、今まで従来どおりホタテの残渣を海に返していた。ところが、海上保安庁より、それは産業廃棄物だという指摘があったということは、もうこの関係している皆さんはご存じですけれども、このことについて漁業協同組合のほうからも、漁師が安全に漁業を海上保安庁からおびえることなく継続できるようにという要請がありました。それで、産業廃棄物ということで海上保安庁の指摘を受けたわけですが、牧場の堆肥置き場にことしはとりあえずストックすると。この先、どのような方向を考えているのか示してほしいということが私の質問でございますが、ち

なみに、青森市は岩渡地区にある最終処分場に埋め立てているような方法をとっているとお聞きいたしました。しかし、産業廃棄物というごみは都道府県の管理下の中のごみなわけです。その場合、排出業者または収集運搬の許可を得た者が、委託を受けた者ですね、マニフェストを送付し、許可を得た最終処分場に配送しなければならないという法律上のルールがございます。にもかかわらず青森市が管理する最終処分場に青森がそういうところで処分しているというふうになれば、これは産業廃棄物ではなく、都道府県の管理下にあるごみでなく市町村が管理するごみではないかと。よって、一般廃棄物ではないかという私の見方なわけですけれども、このこともあわせて答弁を求めます。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 春から産業廃棄物扱いと指摘を受けて、私もこの産廃に関しては勉強不足でありましたが、久慈議員のおっしゃるとおり、調べた結果、一般廃棄物扱いとなるようです。ただ、それについては今後、村で出たものについては、従来は青森市のある業者のほうに、専門の業者のほうに産業廃棄物として搬入されていた経緯があります。これはやはり相当なトン数、キロ当たり90円近くなりますので、役場では漁協、あと漁家の方々の予算ではなかなか間に合わないような状況で、今般、一時的に牧場のほうに仮置きしました。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 一次産業の漁師の皆さんが海に残渣を戻すということができないならば、海上保安庁に指摘を受け、おびえているわけでございますので、当時、蓬田地域内を見回したところ、牧場に白羽の矢が当たってしまったと。これは、きょう、住民の皆さんも来ていらっしゃるかもしれませんが、自分が村長になった場合、じゃこの村の中でどこにそういうものを、仮置き場としてということ悩んだ場合、私は、村長は当時判断を間違ったとか、そういうのではなく、いたし方がなかったのだろうと私はそう理解するわけでございますけれども、ただ、そのときにでも、私たちは行政という立場からいえば、あの牧場というのは組合が本来利用しているわけでございます。あのようにならば残渣を置かれた組合の方も何なんだということも考えてはいるだろうと思うのですが、当時、役場側から丁寧に報告なり説明をする必要はあったと思うのですが、その辺、あったのか、ないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 生産組合のほうには直接はお話ししておりませんでした。

以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） やはり小さいとか大きいとかは関係なく、私たちは公でございますので、住民の皆さんや大小のそういうグループの皆様にも、やはり何かをするときには説明責任というものがあってもいいのではないかと、私はそう思います。今からでも決して遅くはないと思いますので、やはりそういうふうにご利用、村がホタテのそういう残渣処理を置きたいという場合は、これは相手が納得するとかしないとかの問題ではなく、やはりお互いに助け合っていかなければ今後の蓬田村はございませんので、ご理解していただきたいというのを伝えていただきたい。

次に、1の②になりますけれども、海水をある程度切ってからでないとな地下の影響が心配でございます。パドックに今現在置いていらっしゃるけれども、穴があいているのは課長もご存じだと思うのですが。いっぱい回収をしたままあそこに置かれると当然水が切れていきます。その穴を通じて地下に浸透していくわけでございます。一時仮置き場としてことはストックしましたけれども、今後の計画はどのように、先ほど坂本 豊議員も質問しましたけれども、あえてまた今後の計画をお聞きいたします。私は漁港内にそういう水切り場を設ける必要があると思っておりますけれども、そのことについてもお願いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 今後については、堆肥場から避難小屋の牛舎の脇にあるパドック、そこがコンクリートになっております。そこに移動をかけて、もしくは避難所の中に一旦入れ込むという計画もあります。ただ、水分を含んでおりますので、本来であれば漁協の中でそういう施設があれば一番搬送等に手間もかからないので、そういう形でとれば一番いいのですが、相当な資金、あるいは金がかかるのではないかと考えております。そこは十分漁協、あるいは財政との協議を今後、速やかな形で進めたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 蓬田漁港地区内に残渣をストックする、かご洗い洗浄機の海側のほうに設置してございます。私もあれは見て知っておりますけれども、あのくらいの例えば大きさをこしらえるのであれば多額な予算は必要でないと思っております。ただ、いかにしても海水をいっぱい含んだまま、すぐあそこの現在のところにストックをするというの

は、やはり問題があります。ですから、どこであの水を切るとかは、それはやっぱり私もからここがいいのではないかという提案は出しても間違いではないかもしれませんが、本来役場側から、こういうところで、こういうふうに水を切りたいと、それを議会にかけてくるのが本筋でございますから、これは役場が考えることでございます。

しかし、さっきも申し上げたように、水切りをしてからでないと、ああいう場所にはストックをしてはならないのではないかと、そう感じているのは私だけではないはずでございますので、ぜひこれは前向きに、水切りをしてからでないとというふうに村サイドも考えてほしいと思います。

次に、2番目の質問に入りますけれども、漁師の扱っている商品を地元の住民にも売買システムがあってもよいと思うが、考えているのかということでございますけれども、私も住民の数人の方から、どうせつくっているホタテとかナマコとか、おらたちにも手に入らないものだべかと、相談というわけではないのですが、雑談的な中で話がございました。そしてまた、我々ちょこっとでもとれば密漁だとかそういった話になってしまうしと。それで、それもまねはんでという、津軽弁でしゃべればこういうわけでございます。ですから、なかなか出荷が始まれば漁師の方は数十キロ単位でわざわざノシを上げてどうのこうのというのは、とてもじゃないけれども採算とれるわけでもないし、そんな時間もないわけでございます。それに、胞子も発生しなければならないので、稚貝とりのために成貝はある程度の時期までつるしておかなければならない。こういうこともございますので、例えば今の質問で、漁協側と役場の会談の中で理がかなったとしても期間が限られてくると私は考えておりますけれども、ぜひ住民の一般の人がそういう考えで必要だなと思っていることは、やはり村も前向きに考えて、漁協側と協議してほしいと思うんですけれども、これについて考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 海のもので資源、あるいは繁忙期等いろいろな場面も遭遇されますが、これについては正月あるいはお盆とか、そういう時期に贈答用とかを踏まえた絡みの漁協と販売できるかと、販売できる体制かどうか、速やかにお話ししていきたいと思います。住民のほうに説明するということは非常にいいことだと思いますので、早い段階でお話ししていきたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 地産地消という言葉が最近随分飛んでおりますけれども、やは

りその地域で生産したものは、その地域にもやはり提供するという、全てのグループや一次産業の皆さんがそういう気持ちで、やはりもう少し互いの生活をお互い支え合おうという、そういうこれからは時代に、やさしい時代に入っていかなければ自分たちの生活もだんだんやはり苦しくなってくるということをみんなが知るべきだと。そういう意味で、やはりこれは必要だなと思います。ぜひそのような方向で進めていただきたい、こう思います。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（木村 修君） 以上で、5番久慈省悟君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10時35分まで休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第3 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第3、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 村民の皆様、傍聴、ご苦労さまでございます。そしてまた、ありがとうございます。声も高いので少しエキサイティングなことになるかも、聞こえるかもしれませんが、比較的冷静に質問いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。きょう、私は2つの一般質問をさせていただきますので、何とぞよろしく願いしたいと思います。

まず、大きな課題として、通告しておりますように、野生の猿による被害とその対策についてということでございます。その中で3つのことについてお伺いします。

まず1番目は、野生の猿による農作物に対する被害の状況とその対策についてということの中で、今回、最初に被害があったと私が聞きましたのは8月10日ごろであります。場所は広瀬自治会の北側、外ヶ浜町との境界の、通称ナガレと言われている地区の畑でございます。その後、何度か被害があるということは聞いておりましたけれども、8月20日ごろには、その被害が広瀬高根線道路のすぐ南側の畑に及んだというふうに聞いてございます。また、猿の集団が違うのではないかというふうに言われておりましたが、広瀬地区の通称ゾウタン、高根地区との境にある、高台にある水田の地区ですが、収穫間近いソバが被害を受けたということを聞いております。この猿の被害というのは昔から

高根地区などではあるというふうには聞いておりますけれども、ことしは全く予想もしていなかった広瀬の地区、この地区で被害が発生したわけです。

まずお聞きしたいのは、私の個人的な情報ではなくて、村がこの被害の状況について届け出があって調査していると私は思いますので、その地区、被害に遭ったのは何人で、どの程度の被害があるかということをご報告いただけないかということでございます。お願いいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 被害地域は高根と広瀬地区、2地区でございます。高根については自治会長のほうから要請がありまして何度か、どのぐらいの規模なのか、若干聞き取り、高根地域についての聞き取りでございます。20戸あまりで、品目は全て、植えているものは全てということで、2ヘクタール弱ではないかという回答を得ました。あと、広瀬地域については、農事振興組合長のほうにお願いをしまして、被害を一応ペーパーで出してもらった結果、9件、面積にして1ヘクタール、被害額は、うちのほうで捉えた実費ほど、ブドウからメロン、スイカなどを考えますと大体13万円ぐらいの被害ではないかという判断の数値を出しました。以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 被害の状況については、それでわかりました。

次に、通告にありますように、拡大するのではないかというふうに私は思っているわけですが。被害に遭った人の話からすると、今回は相当人なれした猿であるというふうな話をしておりました。それはなぜかといいますと、畑仕事をしている後ろに回ってカボチャなりスイカなりを食べていると。通常の野生の猿であれば木の上に上がって、それが下がってこないというのが通常、人がいるとそういう状況だというふうに言われております。猿の生息環境が変わったのか、あるいは自然的に数がふえてしまって、食べ物がないために里におりてきたものなのか。はたまた、うわさを聞きますと、隣町で追い払ったというふうなことがあって、それがこちらに来て突然あらわれたのか。この辺については私どもではとても原因を探ることは無理なわけです。それを知りたいとは思いますがけれども特定できません。しかし、このまま黙っているということでは、猿の習性からいって、そこが餌場になるという可能性があるということでもあります。そうすると、私たちもある程度対策を講ずる必要はあるのではないかと。だから、その猿がどうい

形でそこに来たのかという、先ほど言いました原因調査というのも少しはしないと、その対策もとりにくいのでは。また、構わないでくと毎年、猿はあられるそうです。

そういうことから考えますと、現在、米や転作作物にそれほど被害があるというふうには聞いておりませんが、他の町村のかつて職員であった方が言っておりましたけれども、米や転作作物も田んぼに座って食べるんだそうです。その被害が実際にあったということを聞いております。考え過ぎと言われるかもしれませんが、このまま放置しておくとうなぎ地区、郷沢地区、ひよつとしたら蓬田地区の畑や田んぼまで被害が及ぶということも考えられないわけではありません。したがって、早期に対策をとっていただきたいと私は思うのでありますけれども、どのような対策を考えているか、お答えをお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 私は、8月20日でしたか、広瀬の方から電話がありまして、とりあえず花火を持って行きました。そしたら、張山さん宅の前に10匹ほどたむろしておりました。なかなか花火を鳴らしたとしても逃げません。非常にすごい、人なれしているような状況でした。外ヶ浜のほうにクロイワの近くに畑があります。そのときたまたま花火でやったら、何か似ているような猿がいました、現実に。これはやっぱりそちらのほうで花火を鳴らした猿が恐らく、100メートルぐらいしか離れておりませんので、バイパスのすぐ下にあります。そこで、外ヶ浜のほうにどういう対策等をとっているのかちょっと聞きました。そしたらやっぱり、それについては生育調査をしなければわからない。とにかくぼればぼるほど逃げる。イタチごっこになってしまうということで、外ヶ浜のほうでは捕獲をし、発信器等を猿に取りつけまして、ハイテク機材を持ち歩きながら、どこに行くのかやっております。

うちらも恐らく外ヶ浜と蓬田の高根地区の間にたむろしている52匹の集団ではないかという回答を得ました。外ヶ浜のほうでは生育調査を大学の教授等に依頼しておりますので、うちのほうも次年度以降はそういう対策をとって、まずどういう行動をとっているのか、いる場所を確保しなければならないと思います。鳥獣被害防止総合対策事業として、県のほうに今、予算、来年度の要望をしております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 来年度以降ということではありますが、インターネットで全国では猿の被害というものはあるわけですね。こういう対策には大変手を焼いているというの

が各市町村の実態であります。来年度というふうにおっしゃいましたけれども、そういう各市町村の対策を見ますと、猿の餌場をともかく早急になくしてやるというのが最も早い方法だと。猿がそこにいつでも餌があるというふうに考えると、もう習性でそこに居座って、あるうち食べて、なければまた次に移動していく、それが毎年繰り返されるので、そういう対策をとらないといけませんよというふうにはほかの町村では住民に対しても指導をしています。

県と協議して、来年度事業費を要求して実施するというんですけれども、今言ったように、後手に回ればそれだけ時間がかかるというふうに言われておりますので、私は根本的な解決策というのは今すぐとれないとしても、これ以上被害が拡大しないような対策はとっていかねばいけないのではないかと。そうすると、何をすればいいかということになるんですが、やはり地域住民の協力というのがぜひとも必要になるんじゃないのかなというふうに思います。

何を協力するのか、これをどのようにするのか、そういったことを村民にその対策をお知らせして、そして今後そういうことの被害が少なくなるような方法を周知させるべきではないかと思っておりますけれども、その辺についてお考えはありませんか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 外ヶ浜町、今別町で対策協議会を立ち上げしております。それで、一応その資料等を今確認しました。9月の中旬あたりに3町村合同で対策協議会、研修会を開く予定ですので、そこである程度の知識もうちらも取り入れまして、住民に対して、とられる前にとってしまうという皆さんの住民の判断全て、私、畑見回ったら、やっぱりなくなっております。やはりそういう対策も必要ではないかなと思っております。

ただ、やはり相手は2日に2回ほど出向いてきまして、今、農家の家の屋根の上に上って、まずいカボチャを人に投げてよこす、そういう猿も今出てきておりますので、非常に我々としても追い払うというのはなかなか手ごわいかなと思っております。ただ、早い段階で手を打たなければ、ことしの秋あたりからまたどっちのほうに行くのか、もし調査できるのであれば調査していきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ぜひ被害の拡大ということは、これ拡大しちゃってからはもう手おくれだというのが全国の町村の悩みでございますので、できるだけそういうことを早

目に対処していただきたいというふうにはここには要望いたします。

次に、広瀬地区の被害に遭った農作物というのは、販売目的でつくっているというのはほとんどないかと思っております。自家消費用に自分たちがつくっているもので、春から大事に育てて収穫を心待ち遠しくしていたものでございます。それがずたずたというわけではない、2日に1遍、3日に1遍ずつ来て、ちょうど食べごろのものだけを選んで食べていくというふうなことになる、そのつくった人の心持ちや、もう大変なショックであろうというふうに思います。

販売して収入を得るといふような作物ではございませんから、収入減になったとか経済的な損失を受けたとか、そういったものの苦情というのはないものの、やはり自分たちがつくったものが食べられないとなれば、自分たちが買わなきゃいけないわけで、いわば二重投資したような悔しい思いをしているのではないかというふうに私は心情としてそう思っております。

今後、私たちがやることは、やっぱりその被害拡大を防ぐためにはぜひともこの被害に遭った人たちの農地ですね、ここの餌となる野菜とかそういったもの、投げているものをできれば片づけてきれいにしてもらうことが必要なのではないのかなと。各市町村のパンフレットを見ても、そういうふうに思います。村でもやはりその人方に協力をお願いして、もしかしたら地区全体になるかもしれません。そういったことが出てくるかもしれません。

全国的にこのような被害に対して見舞金や共済金を支給しているというところもあるように聞いております。青森県でもあるというふうな、私にははっきりわかりませんが、話は聞きました。ぜひこの被害防止のため、そして皆さんの心情、被害に遭った心情を考えれば見舞金とかあるいはそういった、満額で損害額を出せとかそういうことではなくて、協力費とそれから心情を察しての見舞金という形で何らかの形で支給ができないのかというふうに私は思いますけれども、この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 見舞金については、まだ考えておりません。ただ、必要に応じて、例えば花火とかそういうのをうちら用意しているのですが、やっぱり山火事の関係もありますので、そこは十分協議しながらそういう支給等については考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 花火とか、それから麻醉銃とか、さまざまそういった捕獲作戦と
いうのをやるようでございますけれども、役場の職員が朝から晩まで猿が出るのを待つ
ている、これもまた大変苦痛な仕事で、いわば行政の遅滞を生むような結果になります。
そうすると、その猿が出てくるのに対して何らかの協力を得るといのは、やはり地元
の団体が自治会なり、あるいはその被害に遭った人たちが何らかの形で会をつくるとい
うか、まとまりをつくって被害防止をしないと私はこれをできないのでは。職員が毎日
棒を持って待っているならこれは別ですよ。でも、それは全く無駄でありますので、何
らかの形でそういう被害に遭った方々の救済というわけでは、救済といえれば救済になる
のですが、そういったものを考えていただきたいなというふうに私は思うのであります。
現在、今考えておりませんということでしたので、それについて検討いただけないかと
いうことで、私は要望したいと思います。この質問は以上で終わらせていただきます。

さて、次に国民健康保険財政の法定外繰り入れについてご質問させていただきます。

国民健康保険制度というのは、村民の健康の保持と増進のために重要な役割を担って
おります。私たち行政、議会も村長部局も、この制度を安定的に運営していくというこ
とが大きな使命であるというのは共通の認識でございます。

ところが、蓬田村国民健康保険特別会計はここ2カ年度にわたって、決算時に赤字補
填の目的のために法定外繰り入れを行っております。その額は、平成22年度2,670万円
余り、平成23年度は2,400万円を少し切ったぐらいとなっております。さらに、平成23
年度では漁業の災害による税の減収襷ということで、一般会計から1,350万円程度を
繰り入れしてございます。23年度では合わせて3,739万4,000円という額を繰り入れして
いるわけでございます。

税の減収分の補填という形では、これは議会でも予算として上がってきまして可決し
ましたので、その辺については理解できますが、決算時、決算をとってみたら赤字にな
ったので補填をするということについて、やはりこれについては赤字になった原因があ
るかと思っておりますので、わかる範囲で結構でございますので、ご説明をお願いしたいと思
います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） では、ご説明いたします。

ただいまの質問ですが、赤字になって法定外繰入金でそういう、襷したのが原因と

ということなのですけれども、これはまず平成22年度の赤字の要因としては、まず1つは医療費の増大です。そして、次に国庫、県費、それから社会保険診療報酬支払い基金とあるのですけれども、そこからの歳入減というのが大きく影響しております。また、もちろん税収についても減少しております。あと、23年度医療費は前年度より減少はしたんです。でも、その減少が国庫などの交付金などの、算定するに当たって影響してまして、歳入不足が生じてしまいました。その中でも、社会保険診療報酬支払い基金から交付される前期高齢者交付金、これが莫大に大幅な減少が影響したものです。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 赤字になった原因が、22年度は医療費の増大、国県支出金の歳入減、それから支払い基金交付金が減った、23年度は国や県の支出金が減った、そして膨大な社会保険診療報酬支払い基金の交付金が減ったということと私、今聞きましたけれども、本来は国保会計というのは独立採算制を採用すべきであって、国県支払い基金というのは次年度においてこれを精算していくということを前提としているものですから、通常は繰り上げ充用していくと。繰り上げ充用ということは、赤字になった年度の次の年度の財源を持ってきて、そこで帳尻を合わせるというふうにするのが通例であります。

しかし、私も調べてみましたところ、全国的な国保の運営というのは大変厳しいようございまして、かなりの市町村で法定外繰り入れをやっております。法定外繰り入れをかなりの市町村でやっているから、それは何ぼでも許されるんだというふうに解釈されると、これもまた困るわけで、法定外繰り入れ金を投入するということに対しては法律のあるいは国保の運営上の問題として何もないのかというふうに私は疑問を持つわけでありましてけれども、運営する側としてどういうふう考えているか、そのところをお答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 質問の内容は原因ということでしたので、1回目お答えしたんですけれども、先ほど言いましたこの前期高齢者交付金とありますよね。これは65歳以上から75歳未満までの前期高齢者と言われる年齢層の方の医療費の不均衡を調整する目的でこれは制度化されたものです。全国の加入者数とか、あと医療費を基準として、加入数とか医療費の施設が全国平均を上回る場合は交付金としてボーナス的な感じで各保険者に配分されるんです。でも、この交付金というのは先ほど議員さんが言われましたように、前々年度の実績に基づいて調整されることが大きくて、平成23年度の当初で

は8,000万円弱を予定していたのです。ところが、実際の調整交付金額が2,000万円少ない6,000万円台となってしまいました。これは、平成21年度の交付の額が過大交付されたことによって、その調整が23年度まで歳入不足につながってしまったことが大きな原因なのです。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そういう歳入欠陥が生じたということは、前の質問でもわかりました。そうすれば、法定外の決算時の赤字繰入というのに対しては何ら問題はないというふうにお考えですか。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） それは次の質問のほうにも重複するのですけれども、いいんですか。

問題はないかということによろしいですか。（「はい」の声あり）はっきり言いますと、問題はありません。一般会計から持ち出しをして赤字を繰入するということに対して、これはよいのか悪いのかという判定の基準はないと思います。今は、一般財源で補填をせずゼロに戻す方法をとって、国や県の歳入の動向状況を見きわめながら対処していったほうが安全だと思います。

あと先ほどの経過ですけれども、中途半端に終わったので、ちょっと加えます。平成20年度の後期高齢者医療保険制度の創設がありました。これは、国保も前期高齢者支援制度創設によって、平成22年度及び21年度は老人保健とありましたよね。その老人保健がなくなるということで、しかしその事務はまだ続くのです。いまだにちょっとことしの分まで続いているのですけれども、そのときに老人保健の医療費の状況をかんがみて概算交付されたために、平成21年度の過大交付分が平成23年度に過大調整されてしまったんです。簡単に言いますと、平成20年度、21年度は少ない医療費の割に交付金が過大に交付されて、きちんとした医療費の確定が平成22年と23年に行われて、その2年度で過大交付金の調整が行われたということになるので、法が改正されてなくなったもの、また出てきたものの調整のためにより変動があって、全国的に繰入しているところが多いのも実情です。これも県に確かめてみました。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今の説明では、非常に詳しい内容でしたので、なぜ赤字になったかというのは理由がわかりました。また、その法定外繰り入れをすることに対しては問

題はありませんと、基準はありませんというふうに答弁もいただきました。

私は思うに、国県の補助金の減少、数値を並べてみますと、国県の支出金も減少していますし、それから支払い交付金の動きも確かにそういう今説明があったような動きになっております。

ただし、もう1つ問題が残りますのは、税の徴収の問題が残ります。税の収納率が低下してきておりまして、国保税の収納率ですね、23年度において収入されない税というのが、これは収入未済額と申しておりますけれども、3,537万9,000円。さらに3カ年の不納欠損額の合計というのが1,327万8,000円。合わせて4,865万7,000円。これが収納されておられません。国県の支出金とそれから支払い交付金の交付金が下がっているというふうに説明されましたので、その辺は理解したとしても、この税収の入らない部分というのも極めて大きな4,800万、5,000万弱が入ってこないということは、2,300万の赤字に対してもう倍以上が入ってきていないという問題があります。

税の収納状況が悪いということに対しては、不景気のせいだとか、あるいは国保税が極端に高いと、とても払えるものじゃないというふうにおっしゃっている方もございます。しかし、村民の皆様は国民健康保険制度というのを十分理解して、大変苦しい中からも税をたくさんの方に完納していただいております。私は一般財源を投入するというのは、いわば国保に加入しない人の血税というものも、この国保の運営のために投入しているというふうに考えれば、その加入していない人たちが自分が加入している保険税を納めたほかに国保税を助けるためにまた負担しているというふうに私は考えるわけです。これはやっぱり長の政策としては不公平があるというふうに私は思うのであります。

国保という制度そのものが、いずれ私たちが何か外れたときには必ず加入しなければならないというふうに思うわけで、これを制度維持しなければならないというふうには思うわけでありましてけれども、今おっしゃったように、国県の支出金が減った、あるいは支払い交付金が減った、そういった理由のほかに税の収入が下がってきているということを考えれば、もう少し努力してもいいのではないかとというふうに私は思うのでありますが、これについてどのように考えるか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） 税収については確かに協議したりしながら、全部のリストもありまして、これをどうするかということで、まず住民を分析してみました。その内容はやはり先ほど議員さんがおっしゃったように、いろんなタイプがありまして、個々

によって全部事情が違うわけです。それを、じゃあどうするかということになりますけれども、実際役場側では何も手をやっていないのかということではなくて、原因としては滞納者不在、不明により連絡がつきにくい、電話も通じないとか、あと低所得者が増加、それから無職者が多い、それからホタテとかそういう自然災害によって収入減により税が納められない。あとは、これ滞納だけではないのです。やはり医療費の増加ということで、毎年高齢者の加入割合の増加による医療費が莫大に上がっています。あと、被保険者の高齢化、それと医療技術が高度化したことによって大きな手術、例えば脳とか心臓のそういう病気で入院する方、そういう医療費の増加がもう激増しております。いろんなことが絡まって全体的に出てくるものであって、一概にこれが滞納者だけの問題ではないと私は思っています。

あと、じゃあどうすればいいかということで、国保税制が繰り上げ充用とかいろんな方法もあると思うのですけれども、基金も今ない中で次年度の運営に影響が出ることのほうが危険という見方もあるわけです。赤字の原因を先ほど議員さんに1で説明したとおり、新年度の創設によって調整が発生して、それもまた調整されたことによる赤字の額が多いので、額的には多いので、それで24年度はもしかしたら黒字までいかなくても、前のほうを考えると、もしかしたら安定するのではないかという1つの見方もあります。

しかし、これは確定ではないので、今現在の状況ではこれでいいとか足りなくなるのだという確定はできません。ことしも200万円ほど毎月医療費が増大しております。後々あしたは補正予算のほうも影響しますけれども、そういう状態ですので、一概に滞納も確かに1つの原因ではありますけれども、それだけではありません。莫大な医療費もかかっている、全体を把握しないとこれは計算できないという、蓬田だけではないと思うんですけれども、そういう状況です。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） るる説明をいただきました。赤字になった原因、そして税に対する対処の問題。私は税に対してはもう少し昔やったような専門員を置いたり、専門徴収官でしたか、そういうのを置いたりして一体化を図ってやるべきではないかというふうには私は思っているわけですが、ただ、それを抜きにしたとしても、やはり決算の報告を広報で行うわけですね。その広報で行うに当たって、今私がわざわざここで一般質問しなければ、国保が実は一般会計からやらなければ赤字でしたというのがわからないというのではこれは困る、村民に対して大変失礼だと私は思うわけです。できれば、

公表するというまでにはいかなくても、広報よもぎたで決算を報告する時点で、国保での会計はこうでしたよと、ついては一般財源で横しましたので村民の皆様のご理解をお願いしますというぐらいの1項目があってもよいのではないかと私はこう思っておりますけれども、当局のほうはどうお考えですか。

○議長（木村 修君） 久慈さん、これ何番になります。

○1番（久慈修一君） 今、2番です。

○議長（木村 修君） まだ2番ですか。回数数えるのに困りますので。

住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） お答えします。

2番ですけれども、4番とも影響あるので一緒に見てください。

まず、これは法定外繰り入れのことも頭に踏まえて、医療費はことしは現段階においては正直まだ見通しが立たない状況であります。今後は国庫などの変更とか、まだこれからあるので、それらの状況を見ながら適切な財政運営を進めていくつもりです。

今後も法定外の繰り入れを投入する予定があるかというところに当然行くのですがけれども、現段階では赤字の確定ができていないということで、今はその予定はありませんと先ほども答えました。それで、収入の確保についてなんですけれども、これ23年度の猶予対象者が年度内納付が間に合わなくて、というのはホタテ業種の方とかが多いのですけれども、滞納の繰り越しとなった納付者がことしは現年度分を含めて滞納整理機構の協力を受けながら税収の確保に今全力中です。それで、平成24年、ことしですけれども、8月16日現在、猶予対象者分の税額のうち約7割に当たる564万2,400円がもう収納済みになっております。一部滞納者については、滞納整理機構へ移管も済んでおります。

それと支出の適正化に向けては、多受診とか、あと頻回の受診者とか、そういう方の訪問指導も実施しております。24年は22、23年度の対象者の中から2名ずつピックアップしまして、ことし11月から実施予定する協議も既にしております。あと保健協力員さんにも協力を願って、特定健診の受診率向上とかそういうことにもまず底辺から病気にならないような指導、配慮、工夫もしているところであります。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私の質問の仕方がちょっとまずかったのかもしれませんが、質問に的確に答えていただけなかったのですが、あとこの質問については終わりますので、できれば決算のときに報告する時点で国保に対してコメントするなり、あるいは説明を

して説明責任を果たしていただきたいというふうに要望します。

次の質問ですが、国県の助言というのが地方自治法で定められております。当然、国保事務は自治事務という形で、村が独自で運営するというふうにされました。したがって、これについて国県、主に県の指導があったと思いますけれども、これに対して県の助言はいかななものであったのでしょうか。端的に、簡潔にお願いします。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） そうすれば簡潔に。平成21年度、22年度において単年度収支決算が赤字で、かつ平成22年度の保険給付費に占める基金の保有額の割合が5%未満の保険者ということで、昨年10月6日に県の担当課から事務指導を受けました。5%というのがいわゆるボーダーラインで、未満になるとその技術的助言として事務指導が実施されるのです。赤字とかそういうのは関係なく、5%がボーダーラインだそうです。

その指導内容としては、3つありました。1つは、被保険者証の得喪の事務書類の点検。2番目はレセプト、これは診療報酬の明細書です、これの点検。3番目は、給付事務の事務指導という3点だけでした。内容としては以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 県からも指導があったということでございますので、この質問はそれで終わりたいと思います。

一番最後になりますけれども、先ほど法定外繰り入れをするかしないかについて回答いただきました。やるかどうか、まだ決めていないようでありまして、やらないという方向で現在予算も進んでいるというふうに答弁があったように私聞きましたけれども、今年度の予算を見ますと、確かに国県支出金が1億8,100万程度上がっています。平成23年度、それから22年度の国県の支出金を見ますと、約1億4,000万程度となっています。22、23という国県の支出金、あるいは支払い交付金から戻されてくる額がそれを穴埋めするのかもしれませんが。この分がふえれば再び赤字になるということはないかと思えます。しかし、税の収入とかあるいは国県の支出金が果たして3,700万も4,000万も一気にふえるのかというふうに考えれば、ことしも赤字になる可能性が高いなというふうに私は予想します。

これを言いたいのは、22年も23年もやってみたら赤字で、最後3月補正で赤字の財源を一般会計からもらいますというようなことでは少し無計画ではないかと。もっと早くにそういったものを出してきて、繰り入れについて協議すべきものではないかというふ

うに私は思うんです。

私が思うというのは、国は今1,000兆円の借金をしょっています。確かに、税と社会保障の一体改革というのをやって消費税を上げました。先ほどの前の人の質問で村長も言っています。税を上げれば必ず社会が経済的に低迷するんだと。低迷したときに、当然国の税収も下がる。それでもなおかつまた借金をして、果たして地方交付税を補ってくれるのかと。5%から8%になるのに25年でしたか、26年でしたか、4月からというふうになっていますけれども、あと1年か何ぼあればその実態が見えてくるわけです。この時点で、やってみたら赤字なのでここで2,500万国保にやってください。先日も話になったアシストの赤字も、やってみたら1,700万赤字だったので、ここへ最後に出してください。果たしてそれで蓬田村の財政はもっていくんでしょとかと。今、金があるからそれはできるのかもしれませんが。その時点になってないと、とても出すことできませんといったとき、どうするのかですよ。

ことしの場合はもうもちろん税を上げない、国保税の値上げはしないよということで、条例案も出しておりません。私はその税を上げようというふうには言っているのではありません。もっと計画的に、坂本 豊議員が以前発言したことありますけれども、もっと計画的に一般財源を投入するなら投入する、何に対して投入するのかということを明確にして投入すべきであると、私はそう思います。

少し無計画ではないかなというふうに私は思うのでありますけれども、この問題についてはやはり国民健康保険運営協議会というのもございます。ここにおいて、やはり1人当たりの被保険者の税負担額というのは今の状況でいいのか。例えば他町村と比べてみていいのか。あるいは、保険給付をふやさないための先ほど言いましたように施策を何か講じなきゃいけないのか。あるいは、収入確保対策はどうするのか。こういったことを国保運営協議会にも話をして、やはり国保財政の安定化施策というものをここで打ち立てないと、後で金なくなってから私たち知りませんよ、なんどの責任だべなど、そんなこと言っていられないわけですよ、命がけですから。

やっぱりそういうことを考えて、私はこの計画というのをきちんと立てて、運営協議会に諮問して、答申をしていただいて運営すべきであるというふうに私は思うのでありますけれども、その辺についてどういうふうに思うか、お聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 住民課長。

○住民課長（山谷美代子君） そうですね、確かに住民課も税と話し合いしながら、会議

しながらいろいろ話し合いをしているんですけれども、こうなったらいいんだという確信はありません。というのも、もうことし今年度もう既に後期高齢云々の国の政策があったんですけれども、それもだめになりました。そうすることによって、この国の1つの政策でまたこの交付金が絡んで、すごく大きな行政にしてみれば被害のようなもので、滞納も確かにそうですし、医療費の問題もありますけれども、国からの交付金がまず大事な1つの資源、財源なので、そこら辺はもうこちらで調整することはできません。ただ、滞納とか、あと協議会と話し合いしながら、滞納者について一人一人の何百人もいる中の一人一人についても話しています。この人はどうするのだ、これはどうなのか、じゃあ来年どうなのかと、細かいところまで協議はしているんです。だけれども、追いつかない部分はやはりあるので、置き去りにしているわけではありません。やはりこちらでも国保税の増進といいたいでしょうか、向上に向けては議員さんの言われるようにもっと力を入れてやらなきゃいけない部分があると思いますので、まだまだこれから協議しながら頑張っていくつもりであります。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 計画を立てるかどうかというのに対してはお答えいただけませんが、私のきょう質問したのはやはり毎年、結果的に赤字になったから壩、これはできれば避けてほしいと。もう少し計画的な運営をして、足りなければやはり税の収入確保で一般会計の繰り入れしたようにちゃんと説明をして、事前に繰り入れをして国保制度というのを、国民健康保険、これをぜひ守っていただきたい。県が今これからまとめ役になって一つになるかどうかとか、いろんな議論がございますけれども、現在我々ができることは安定した国保財政を保つこと、これがやっぱり村民の安心安全を守る基本であるというふうには私は思いますので、できるだけ計画を立てて事前に繰り入れなどの検討をしていただくというふうにお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） 以上で、1番久慈修一君の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時30分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員